

事業倫理等検討委員会規程

[全規 14]

制 定：2020年 9月 8日

改 正：2020年10月16日

(主管部門：ヘルスケアサービス本部)

(目的)

第 1 条 本規程は、事業倫理等検討委員会（以下、本委員会という。）の組織および

び運営に関する基本的事項を定めるものとする。

2．次のうち、議長が指示する事項を本委員会の審議事項および報告事項とする。

(1) 審議事項

①当社が提供する製品、サービス（疾病リスクの測定レポート等）その他これらに付随する事業アイテム（営業活動におけるパンフレット

等）

の内容およびその導出プロセス、根拠等

(2) 報告事項

①本委員会での審議をふまえた事業の改善状況

②審議事項に関連する外部からの意見、苦情等

(3) その他議長が本委員会での審議または報告が必要と判断する事項

3．本委員会は、前項に定める審議事項について、委員が倫理的および各専門的見地から中立的かつ公正に意見を述べ、審議することを目的とする。

4．当社は、本委員会での審議の内容を誠実に受け止め、自己の事業を検証し、

改善するよう努めなければならない。

(開催)

第 2 条 本委員会は、議長が必要と判断した場合に随時開催する。ただし、一事業年度において1回以上開催するものとする。

(構成)

第 3 条 本委員会の委員の構成は、次の各号に定める要件の全てを満たさなければ

ならない。

(1) 当社に所属しない者が複数含まれていること

(2) 男女両性で構成されていること

(3) 5名以上であること

(召集)

第 4 条 本委員会は、当社の CEO（チーフエグゼクティブオフィサー）がこれを召集する。

(成立条件)

第 5 条 本委員会は、第 3 条第 1 項に定める委員の過半数の出席（オンライン形式

の出席も可とする）をもって成立する。

2．委員は、自己に代えて代理人を本委員会に出席させることはできない。

（議長）

第 6 条 本委員会の議長は、CEO がこれにあたる。

2．CEO が不在の場合には、本委員会の委員の中から、あらかじめ CEO が

指名した者（指名した者がいない場合は、本委員会の委員の過半数の合意を

得て選出された者）を議長とすることができる。

（CEO）

第 7 条 CEO は本委員会での審議の内容を誠実に受け止め、当社の事業を検証し、

事業に反映する責任を負う。

（委員以外の者の出席）

第 8 条 議長は必要に応じ、第 3 条第 1 項に定める委員以外の者を本委員会に出席

させることができる。

2．監査役は、本委員会に出席することができる。

（事務局）

第 9 条 本委員会の事務局はヘルスケアサービス本部に設置する。

附則 1．本規程は、2020年 9月 8日から実施する。

1．本規程は、2020年 9月 18日から改正実施する。

1．本規程は、2020年 10月 16日から改正実施する。

以 上